吸収合併に係る事後開示書類

（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面）

令和 7 年 3 月 3 日

株式会社ＪＭＤＣ

令和 7 年 3 月 3 日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号
株式会社 JMDC
代表取締役　　野口　亮

株式会社ＪＭＤＣ（以下「当社」といいます。）及び株式会社 cotree（以下「cotree」といいます。）は、令和 6 年 12 月 23 日付で締結した吸収合併契約に基づき、当社を吸収合併存続会社、cotree を吸収合併消滅会社、効力発生日を令和 7 年 3 月 1 日（以下「効力発生日」といいます。）とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1．吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

令和 7 年 3 月 1 日

2．吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

⑴　会社法第 784 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

⑵　会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

当社は、cotree の特別支配会社であり、cotree には当社以外の株主が存在しなかったため、会社法第 785 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

⑶　会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

cotree は、新株予約権を発行しておりませんので、本合併において会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

⑷　会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

cotree は会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、令和 6 年 12 月 26 日付の官報及び日刊工業新聞でもって、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。

これらの結果、異議申述期限である令和 7 年 1 月 26 日までに債権者からの異議申述はありませんでした。

3．吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1)　会社法第 796 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定する場合（簡易吸収合併）に該当するため、該当事項はありません。

(2)　会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定する場合（簡易吸収合併）に該当するため、当社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(3)　会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、令和 6 年 12 月 26 日付の官報及び電子公告でもって、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。

これらの結果、異議申述期限である令和 7 年 1 月 26 日までに債権者からの異議申述はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日をもって cotree から資産、負債及びその他の権利義務一切を承継いたしました。なお、cotree より引き継いだ資産及び負債の額はそれぞれ 149 百万円（概算）、199 百万円（概算）であります。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社がその本店に備え置いた書面に記載された事項（合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本合併について会社法第 921 条の変更の登記は、本合併の効力発生日である令和 7 年 3 月 1 日から 2 週間以内に申請する予定です。

7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

(1)　cotree は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行いました。

(2)　当社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行いました。なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき本合併に反対する旨を通知した当社の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はいませんでした。

以上

別紙（会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録された事項（吸収合併契約の内容を除く。））

吸収合併に関する事前開示書類

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面）

令和 6 年 12 月 26 日

株式会社 cotree

令和 6 年 12 月 26 日

吸収合併に関する事前開示書類

東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号
株式会社 cotree
代表取締役　　西岡　恵子

当社は、令和 7 年 3 月 1 日を効力発生日として、株式会社 JMDC（以下「JMDC」といいます。）との間で、JMDC を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を実施いたします。本吸収合併に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び同条第 3 項）

JMDC は、本吸収合併に際して、当社の株主に対して合併対価の交付を行いません。JMDC は、本吸収合併の効力が発生する時点において、当社の完全親会社であるため、かかる取扱いは相当であると考えております。

なお、当社及び JMDC は、会社計算規則第 2 条第 3 項第 32 号に規定する共通支配下関係にありますが、本吸収合併の効力が発生する時点において、吸収合併消滅会社である当社の株主は JMDC のみであって少数株主は存在しないため、当社の少数株主の利益を害さないように留意した事項はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

上記 2.のとおり、合併対価の交付は行われないため、合併対価について参考となるべき事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び同条第 6 項）

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号）

(i) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

(ii) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ロ）

該当事項はありません。

(iii) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ハ）

① 剰余金の配当

当社は、2024 年 5 月 7 日開催の取締役会において、下記のとおり、剰余金の配当を行うことを決議し、2024 年 6 月 6 日に配当を実施しました。

(i) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
普通株式 1 株につき金 14 円　総額 914 百万円

(ii) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024 年 6 月 6 日

(iii) 配当原資
利益剰余金

(2) 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号）

(i) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

JMDC の令和 6 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ、90,867 百万円及び 30,000 百万円となっております。また、当社の令和 6 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ、119 百万円及び 168 百万円となっております。

また、JMDC 及び当社のいずれにおいても、令和 6 年 3 月 31 日から本書面作成日現在に至るまで、それぞれの資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収合併の効力発生日に至るまで、それぞれの資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであるため、JMDC においては、本吸収合併の効力発生以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本吸収合併の効力発生日以後において、JMDC が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ見込まれておりません。

以上より、本吸収合併の効力発生日以後においても、JMDC の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以上

別紙１　吸収合併契約の内容

次頁以降に記載のとおりです。



合 併 契 約 書

令和 6 年 12 月 23 日

甲 ）　株式会社 JMDC

乙 ）　株式会社 cotree

合併契約書

株式会社 JMDC（以下「甲」という）及び株式会社 cotree（以下「乙」という）は両社の合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第 1 条　甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

（合併当事会社）

第 2 条　吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりとする。

吸収合併存続会社	（甲）	東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号 株式会社 JMDC
吸収合併消滅会社	（乙）	東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号 株式会社 cotree

（無対価合併）

第 3 条　甲は、乙の株主に対し、一切の対価を交付しない。

（増加すべき資本金等）

第 4 条　甲の資本金及び準備金の額は、本合併により変動しない。

（合併の効力発生日）

第 5 条　本合併の効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和 7 年 3 月 1 日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙における協議の上、これを変更することができる。

（株主総会決議）

第 6 条

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約に関する同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。ただし、効力発生日までの間に同法第 796 条第 2 項本文の規定によることができないと合理的に見込まれることとなった場合には、甲は、効力発生日までに、株主総会を開催し、本契約の承認に係る議案を上程するものとする。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

（善管注意義務）

第 7 条　乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利

義務に重要なる影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙における協議の上、これを実行する。

（合併条件の変更等）

第 8 条　本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他のやむを得ない事由により、甲もしくは乙の資産もしくは経営状況に重要な変動を生じたとき、又はその他本合併の目的の達成が困難となったときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（合併契約の効力）

第 9 条　本契約は、法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

（本契約規定以外の事項）

第１０条　本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙における協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書 1 通を作成し甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

令和 6 年 12 月 23 日

（甲）東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号
株式会社 JMDC
代表取締役　　野口　亮



（乙）東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号
株式会社 cotree
代表取締役　　西岡　恵子



別紙２　最終事業年度に係る計算書類等の内容

次頁以降に記載のとおりです。

貸借対照表

（2024年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**26,990**	**流動負債**	**24,446**
現金及び預金	3,951	買掛金	56
受取手形	140	短期借入金	16,400
売掛金	3,050	１年内返済予定の長期借入金	6,364
前渡金	51	未払金	835
前払費用	303	未払費用	26
短期貸付金	19,367	未払法人税等	97
その他	125	契約負債	484
固定資産	**63,876**	預り金	49
有形固定資産	**493**	賞与引当金	120
建物附属設備	259	その他	10
工具、器具及び備品	234	**固定負債**	**5,554**
無形固定資産	**17,815**	長期借入金	5,408
のれん	16,280	資産除去債務	146
ソフトウエア	1,248	**負債合計**	**30,000**
ソフトウエア仮勘定	286	**（純資産の部）**	
投資その他の資産	**45,568**	**株主資本**	**60,836**
投資有価証券	572	**資本金**	**25,099**
関係会社株式	44,195	**資本剰余金**	**31,937**
敷金及び保証金	456	資本準備金	31,601
長期前払費用	103	その他資本剰余金	336
繰延税金資産	241	**利益剰余金**	**3,803**
		その他利益剰余金	3,803
		繰越利益剰余金	3,803
		自己株式	**△3**
		新株予約権	**30**
		純資産合計	**60,867**
資産合計	**90,867**	**負債純資産合計**	**90,867**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**11,474**
売上原価		**4,887**
売上総利益		**6,587**
販売費及び一般管理費		**4,698**
営業利益		**1,888**
営業外収益		
受取利息及び配当金	61	
その他	48	109
営業外費用		
支払利息	37	
有価証券評価損	33	
その他	0	71
経常利益		**1,926**
特別利益		
関係会社株式売却益	281	
新株予約権戻入益	0	**282**
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	24	
抱合せ株式消滅差損	574	
貸倒引当金繰入	418	
関係会社株式売却損	1,129	
弁護士報酬等	144	**2,291**
税引前当期純利益（△は損失）		**△82**
法人税、住民税及び事業税	243	
法人税等調整額	103	347
当期純利益（△は損失）		**△429**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。